

# 令和5年度から国民健康保険税率改正のお知らせ

## 国民健康保険税のしくみ

国民健康保険税(以下、国保税)は、国民健康保険(以下、国保)に加入している方が病気やけがなどに備えて、医療などにかかる費用をお互いに負担し、支え合うための財源となります。

### ◆国保税の決め方

国保税は、医療給付費分(医療保険の費用に充てるもの)、後期高齢者支援金分(後期高齢者医療制度の支援に充てるもの)、介護納付金分(介護保険の費用に充てるもの)で構成されています。それぞれ、均等割、平等割、所得割の3方式を採用しており、その合計が年税額として課税されます。

このうち、介護納付金分は40歳以上65歳未満の方にのみ課税されます。

### ◆国保税は

#### 世帯主が納めます

国保税を納める義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が国保に加入していても、世帯の中に国保に加入している方がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

現行税率		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	
		すべての被保険者			
応益割	①均等割	世帯の被保険者数に応じて計算	27,000円	7,000円	9,500円
	②平等割	一世帯にいくらと計算	25,000円	7,000円	8,000円
応能割	③所得割	世帯の被保険者の所得に応じて計算	7.0%	2.2%	2.3%
賦課限度額(①~③の合計金額が限度額を超えることはありません)			650,000円	200,000円	170,000円

## 令和5年度から国保税を改正します

令和5年度から課税される国保税について、次のように改正します。改正内容は、医療給付費均等割を4,000円、医療給付費平等割を2,000円引き下げます。所得割の医療給付費分と介護納付金分も表のとおりに引き下げます。均等割、平等割、所得割をそれぞれ計算して合計したものが年税額として課税されます。

医療の高度化などにより、一人当たりの医療費は増加傾向にありますが、当町の財政状況が安定していることから改正を行うものです。

改正税率		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	
		すべての被保険者			
応益割	①均等割	世帯の被保険者数に応じて計算	23,000円	7,000円	9,500円
	②平等割	一世帯にいくらと計算	23,000円	7,000円	8,000円
応能割	③所得割	世帯の被保険者の所得に応じて計算	6.6%	2.2%	2.2%
賦課限度額(①~③の合計金額が限度額を超えることはありません)			650,000円	200,000円	170,000円

改正部分抜粋				
	目項	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
①均等割	現行	27,000円	7,000円	9,500円
	改正後	<b>23,000円</b>	7,000円	9,500円
	差	△4,000円		
②平等割	現行	25,000円	7,000円	8,000円
	改正後	<b>23,000円</b>	7,000円	8,000円
	差	△2,000円		
③所得割	現行	7.0%	2.2%	2.3%
	改正後	<b>6.6%</b>	2.2%	<b>2.2%</b>
	差(ポイント)			△0.1

### 出産育児一時金を50万円に引き上げます

出産費用については、2021年の平均で47万3,315円となり、この10年間で5万7,000円近くも増加しています。そのため国では、現在の出産育児一時金42万円では自己負担額が発生してしまうことから、50万円に引き上げることとなりました。当町でも国条例を改正しました。

出産育児一時金には、「直接支払制度」があります。この制度を導入している病院等で手続きをすれば、病院等へ一時金が直接支払われるため、出産費用をあらかじめ用意しておく必要がありません。

この他、国では賦課限度額の見直しも実施する予定です。詳細が決定しましたらお知らせいたします。

### 納付は期限内にお願いします

令和5年度国保税の納税通知書は、世帯主宛てに6月中旬に郵送しますので、期限内に納付をお願いします。

## 20歳以上の学生の皆さまへ

### 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金には、20歳以上のすべての方が加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が低いため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生です。

申請書は保健福祉課国保年金係(役場1階7番窓口)のほか、小諸年金事務所にもありますので、「ご希望の方はお問い合わせください(申請には、在学証明書または学生証の写しの添付が必要です)」。

### 引き続き国民年金保険料

#### 学生納付特例をご利用の方へ

学生納付特例制度により、令和4年度に保険料納付の猶予を受けている方で、令和5年度も引き続き同一校に在学予定の方は、3月末に基礎年金番号等が印字された学生納付特例申請書が届きますので申請してください。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要)。

国民年金のご相談・手続きなどについては、次までお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

小諸年金事務所 (22)1080  
保健福祉課国保年金係 (31)2512

## 進学の学生の皆さまへ

### 国民健康保険住所特例のご案内

#### 〜手続きをしない〜無保険になることも〜

国民健康保険に加入している学生が親元を離れ、町外に転出した(住民票を移した)場合には、住所特例の届け出により引き続き町から被保険者証を作成することができません。

届出がない場合、転出先の市町村で国保に加入しなければなりません。その場合、学生本人に国保料(税)の支払いが発生します。また、必要な手続きをしないと無保険になる場合があります。

住所特例を希望される場合は転出後、保健福祉課国保年金係(役場1階7番窓口)、または郵送にて手続きをしてください。

#### 住所特例の申請に必要なもの

・在学証明書(原本)または学生証(コピー可)

#### 学生用被保険者証の返還について

卒業・就職などにより学生でなくなった場合には、手続きが必要です。詳細は、お問い合わせください。

#### 問い合わせ先

保健福祉課国保年金係

(31)2512

Shin ri shi

# 心理師

Vol.25

「3分でわかる、心理相談のすべて!」

# 岡本直人

Oka moto Nao to

町の心理師、岡本です。

今回は普段の心理相談(懇談や支援会議も含む)の中身について少し触れたいと思います。

保護者や先生方との心理相談において、多くの場合は家庭と学校・園との連携が不可欠です。そのニュアンスをより正確に伝えるならば、「連動」と言ったほうがいいかもしれません。心配ごとや困りごとの内容によってその比重は変化しますが、家庭と学校・園のどちらか一方だけが頑張るのではなく、それぞれの環境でできることを模索・提案し合っていきます。このときに重要になるのは家庭と学校・園との「共通理解」です。現時点でテーマになっている心配ごと・困りごとについて、日頃の様子や対応などの情報を整理し、取り組むべき事柄や目標を共有していきます。ここでもう1つ大切なのが「妥協」です。ややネガティブなイメージのある言葉なので補足すると、積極的に共通の落としどころを見つけたり、現実的な目標を立てたりするということです。単独で悩んでいると、意外にこの点が難しく、ややもすると極端(二者択一的)な考え方に陥りやすくなってしまいます。

これら一連の流れにおいて岡本は何をするのかというと、話の流れに応じて、心理の立場から一丁前に仮説を述べたり、皆さんの取り組みを具体的に支持したり、あるいはちょっとした提案をしたりしています。

以上、心理相談の中身について簡単に説明させていただきました。あらためて見ると、心理相談って、だいぶ地道な作業ですね。少しずつ組み立てるような、上塗りするような…。昨今のビジネス書のタイトルや動画のサムネイルのような派手さはありませんが、そんな心理相談もどうぞご利用してみてください。

問い合わせ先 教育委員会学校教育係 (32)9100

問い合わせ先  
資格について  
保健福祉課国保年金係  
国保税について 税務課住民税係  
(31)2512  
(32)3126